

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(開館時間等)</p> <p>第 2 条の 2 デイサービスセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時 15 分までとする。</p> <p>2 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p><u>(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日</u></p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第 10 条 (省略)</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第 2 条の 2 デイサービスセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時 15 分までとする。</p> <p>2 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p><u>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日</u></p> <p><u>(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u></p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 10 条 (省略)</p>